**〇〇自治会自主防災組織活動計画（例）**

**１　目的**

　この計画は、〇〇自治会自主防災組織に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

**２　計画事項**

　（１）自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（２）防災知識の普及・啓発に関すること。

（３）災害危険の把握に関すること。

（４）防災訓練に関すること。

（５）情報の収集伝達に関すること。

（６）避難に関すること。

（７）出火防止及び初期消火に関すること。

（８）救出救護に関すること。

（９）給食給水に関すること。

（10）避難行動要支援者対策に関すること。

（11）他組織との連携に関すること。

（12）防災資機材等に関すること。

**３　自主防災組織の編成及び任務分担**

　災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。



**４　防災知識の普及・啓発**

　地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

（１）普及・啓発事項

　　ア　防災組織及び防災計画に関すること。

　　イ　地震、火災、風水害等についての知識に関すること。

　　ウ　各家庭における防災上の留意事項に関すること。

　　エ　地震発生後72時間における活動の重要性に関すること。

　　オ　食料等を3日分備蓄することの重要性に関すること。

　　カ　その他防災に関すること。

（２）普及・啓発の方法

　　ア　広報紙、パンフレット、ポスター等の配布

　　イ　講演会、学習会等の開催（ルックルック講座等の活用）

　　ウ　パネル等の展示

（３）実施時期

　防災の日、火災予防運動期間等防災関係諸行事が実施される時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

**５　災害による危険の把握**

　災害予防に資するため、地域の危険区域、防災施設、設備、災害履歴、災害に関する伝承等に関する把握を行う。また、災害発生時においては、次の場合、直ちに地域の状況把握に努めるものとする。

　（１）震度５強以上の地震発生時

（２）市が「避難準備・高齢者避難開始」等を発令した時

**６　防災訓練**

　大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うため、次により防災訓練を実施する。この際、訓練の実施を「知らなかった」人がいないように、訓練の日時や場所等を地域住民に周知する。

　（１）訓練の種別

　個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

①　個別訓練の種類

　　ア　情報収集伝達訓練

　　イ　初期消火訓練

　　ウ　避難訓練

　　エ　救出救護訓練

　　オ　給食給水訓練

②　総合訓練

　２つ以上の個別訓練について、総合的に行うものとする。

③　体験イベント型訓練

　個別訓練について、地域の行事を行う際に、防災を意識せずに体験するものとする。

④　図上訓練

　実際の災害活動に備えるために行うものである。地震・風水害などのテーマに「災害想像ゲーム」感覚で実施する。地域の住宅地図を準備し、危険区域、防災設備、災害時避難行動要支援者宅等や最適な避難経路、予備経路等を記入し、地域の実情を把握する。

（２）訓練実施計画

　訓練の目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

訓練マニュアルは宗像市自主防災訓練マニュアル（平成28年4月）を参考にして下さい。

（３）訓練の時期及び回数

　　ア　時期

市又はコミュニティ運営協議会が実施する防災訓練時や火災予防期間、自治会が催す行事等と合わせて実施する。

　　イ　回数

総合訓練は年1回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

**７　情報の収集伝達**

　災害の発生又は発生のおそれがある場合は、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

　（１）情報の収集伝達

　情報班は、地域の災害状況、防災関係機関及び報道機関等が提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民や防災関係機関等に伝達する。

（２）情報の収集伝達の方法

　情報の収集伝達は、電話、FAX、テレビ、ラジオ、防災メール、戸別受信機、防災行政無線（屋外スピーカー）、伝令等による。

**８　避難**

　災害により、地域住民の生命に危険が生じ、又は生じるおそれがある場合は、次により避難する。

　（１）避難誘導の指示

　避難勧告が発令された時、又は会長が必要であると認めた場合は、会長は、避難誘導班に避難誘導の指示を行う。

（２）避難誘導

　避難誘導班は、避難計画書に基づき、住民を避難場所に誘導する

（３）避難所運営

　災害時における指定避難所の運営については、市作成の避難所運営マニュアルを基に協力するものとする。

住民から、自主避難の要請があった場合は、自治会自主防災組織長は、自治会長と相談して、自治公民館を避難所として開設する。

（４）避難計画書

　自治公民館等及び指定避難所、指定緊急避難場所への経路（予備経路等を含む）を地図等で明らかにしておく。

**９　出火防止及び初期消火**

　（１）出火防止

　防災の日、春季・秋季火災予防運動期間中等に、次の事項を啓発する。

　　ア　火気使用設備、器具、住宅火災警報器の点検整備及びその周辺の整理整頓

　　イ　消火器等消火資機材の整備状況

（２）初期消火

　地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行う。このため消火器、水バケツ、消火砂等を整備する。

**10　救出救護**

　（１）救出救護活動

　建物の倒壊、落下物等により救出救護を要する者が生じた場合は、直ちに救出救護活動を行う。

（２）医療機関への出動要請

　救出救護班は、負傷者が発生した場合は、近隣の医療機関に搬送し、防災関係機関による救出が必要と認めた場合は、防災関係機関に出動の要請を行う。

**11　給食給水**

　避難所等における給食・給水は、次により行う。

　（１）給食

　給食給水班は、備蓄非常食料及び配布された食料、炊き出し等により給食活動を行う。

（２）給水

　給食給水班は、備蓄した飲料水、水道、井戸等により給水活動を行う。

**12　避難行動要支援者対策**

　（１）避難行動要支援者の把握

　平常時から、市作成の避難行動要支援者名簿を活用し、事前に助けが必要な人について把握し、コミュニケーションを取っておく。

（２）避難行動要支援者の避難誘導、救出、救護方法等の検討

　避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出救護活動等について予め検討し訓練等に反映する。

**13　他組織との連携**

　防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織やボランティア団体等と連携を図るものとする。

**14　防災資機材等**

　防災資機材の整備及び管理に関しては、計画的に行う。